

令和 8 年度奄美群島国立公園喜界島地域におけるインタープリテーション全体計画
作成業務に係る仕様書

1. 件名

令和 8 年度奄美群島国立公園喜界島地域におけるインタープリテーション全体計画作成業務

2. 業務の目的

環境省では、日本の国立公園のブランド力を高め、自然を満喫できる上質なツーリズムを実現することで、国立公園の保護と利用の好循環により優れた自然を守りつつ地域活性化を図るため、「国立公園満喫プロジェクト」を推進している。

令和 5 年度には、国立公園のブランディングを更に強化するため、国立公園が来訪者や地域に約束することとして「国立公園のブランドプロミス」を決定し、公表した。ブランドプロミスを実現するためには、各国立公園ならではの多様な自然風景と生活・文化・歴史が織り成す「ストーリー」を明らかにし、それを地域の関係者が共有し、来訪者に伝える感動体験の提供を推進する必要がある。

本業務は、奄美群島国立公園喜界島地域において喜界島のコアバリュー（核となる価値）を抽出・整理・分析し、それらの自然および環境文化の資源・価値・魅力をつなぐストーリーの検討・体系化、伝えたいメッセージ・来訪者像・来訪者に望まれる体験の明確化、推進するコンテンツの整理等を行い、地域が自ら魅力を共有し、来訪者へ発信するために活用できるわかりやすく見やすいストーリーブックを作成するものである。

3. 業務の内容

(1) 打合せ及び業務スケジュールの作成

本業務の実施に当たっては、奄美群島国立公園管理事務所担当官（以下「環境省担当官」という。）と調整の上、実施すること。打合せはオンラインでの実施を想定しているが、対面での実施も可とする（8 回程度、各 2 時間想定、初回は対面にて実施）。併せて、初回打合せ時に、業務全体の業務フロー及びスケジュールを環境省担当官に提出して承認を得ること。また、打合せ結果については、終了後 1 週間以内に打合せ記録を作成し、環境省担当官の確認を得ること。

(2) 喜界島における地史、自然環境及び環境文化の整理

喜界町各課、喜界島サンゴ礁科学研究所、喜界島観光協会、喜界島ジオパーク推進協議会等と連携し、喜界島における地史、自然環境及び環境文化の整理を行うため、現地調査を 1 回（2 泊 3 日を想定）実施すること。

参考とした資料は、資料名、発行者名等、発行年月日等を記載した一覧を整理するこ

と。

（３）現地における関係施設、ガイド事業者、有識者などへのヒアリング調査

（２）を踏まえ、現地における関係施設の他、自然環境及び環境文化に関連のあるガイド事業者及び有識者等に対するヒアリング調査を行う。ヒアリング対象者は、観光資源の案内に精通したガイド及び食・文化・歴史・習慣に精通した有識者（１回２時間程度、１０名程度、現地在住を想定）から選定し、環境省担当官の了解を得た上で、ヒアリング調査を行う。環境省の規定により有識者には、１回当たり大学准教授級 14,600 円の謝金を支払う。

２回程度の来島（１回あたり２泊３日想定）で実施することを想定するが、ヒアリング対象者及び環境省担当官の了解を得た場合にはオンライン等で実施することも妨げない。

（４）喜界島ストーリー（案）の作成

（２）及び（３）の結果を踏まえ、地域住民等の関わりにより観光資源が保全・利用されてきた個別具体的なエピソード等を含めたストーリー（案）（文章のみ、A4 20 ページ程度を想定）を作成する。また、個々のエピソード同士の共通点やつながりについても解説することにより、喜界島全体で共通する観光資源の価値や、保全・利用の方針、インナーブランディング（島民の島の価値への誇り）の推進に資する内容についても記載すること。

ストーリーのテーマは、「地史（段丘など）」「自然・生物」「歴史」「サンゴ礁文化（生活、産業、景観、食）」など、自然環境と環境文化をわかりやすく、伝えやすく取りまとめ、来訪者がそれぞれのテーマに沿ったアクティビティを体験することにより、国立公園の価値と人の暮らしとのつながりを感じることができるものとする。ストーリーの構成については、読み手に伝わりやすく、かつ、共感を得られやすい表現、構成となるよう工夫するとともに、「来訪者が得られる体験価値」についても記載すること。また、アクティビティ（観光・体験）が環境保全に貢献するようなネイチャーポジティブの視点を促進する仕組み・流れ・取組を考慮すること。なお、構成や内容の作成については、環境省担当官と随時協議の上で進めていくこと。

作成に当たっては、記述内容の事実関係や表現の適切性等について、有識者（大学教授級）に監修を依頼することとし、監修者の選定は、環境省担当官と協議の上、決定すること。

監修者に対しては、環境省の規定により謝金（１時間あたり 7,700 円、監修に要する時間を 10 時間程度と想定）を支払うこと。なお、インタープリテーション全体計画及び国立公園ストーリーについて全国の事例が公開されているので参考にすること。

（５）地域関係者との意見交換会の実施

（４）で取りまとめた喜界島のストーリー（案）の内容について、地域関係者との意見交換会（ワークショップ形式）を開催する（２回程度、各３時間程度）。初回は、ストーリー（案）の意義や内容について関係者間で共通認識を持ち、機運を高めること

を目的とした講演（１時間程度）を含むこととし、インタープリテーションに関する専門家１名程度（等級６～３級、所在地全国を想定）を招聘すること。招聘する専門家については、環境省担当官と協議の上、決定すること。なお、招聘する専門家には謝金（14,600円）及び旅費（「国家公務員等の旅費に関する法律」、「国家公務員等の旅費に関する法律施行令」及び「国家公務員等の旅費支給規程」（以下「旅費法等」という。）に準じる。）を支払うこと。（１泊２日の行程想定）

関係事業者・行政関係者及び請負者を含め４０名程度の参加者を収容できる無料の会場を想定し、プロジェクター、マイク等必要な備品は市町村より貸与を想定している。

請負者は、日程調整、会場確保、会場準備、資料作成、資料印刷（２０ページ程度）当日資料説明補助、進行、議事概要作成等の意見交換会の開催運営に必要な事務を行う。２回程度の来島（１回あたり１泊２日想定）で実施することを想定する。

意見交換会は対面を基本とするが、感染症等拡大の影響等によりやむを得ずオンライン等の方法に変更する場合であっても、その開催運営に係る各種費用は請負者が負担する。

また、参加者が本計画を作成する目的や重要性等について共通認識を持ち、目指すべき姿を踏まえて主体的に参画し活発な意見交換が行えるよう支援するものとし、インタープリテーションを熟知しインタープリテーション計画作成の経験を有する優れたファシリテーターを配置すること。

意見交換後は、結果を踏まえてストーリー（案）の修正を行い、意見交換会に付随して構成員等から提供された個別の情報及び資料等については、必要に応じてストーリー（案）の内容に反映させるなど適切なフォローアップを行い、最終版の作成を行うこと。

（６）ストーリーブック作成

国立公園の保全・利用に関わる地域関係者に向けたストーリーブックを作成する。ストーリーブックには、（４）及び（５）で作成したストーリーを記載するほか、既存文献を参考に、奄美群島国立公園の魅力、喜界島の自然史的・地理的特徴・生物多様性に関する解説、奄美群島の他の島とのつながりについても記載するものとする。また、本ストーリーブックは、島内の関係者におけるインナーブランディング推進に資する内容とすることに留意すること。なお、総ページ数は５０ページ程度を想定している。

全体的なデザイン、構成としては、「奄美群島国立公園奄美大島ストーリーブック」（<https://www.env.go.jp/park/content/000389174.pdf>）、「雲仙インタープリテーション全体計画（一般社団法人雲仙観光局）」（unzen-dmo.com/wp-content/uploads/2024/10/雲仙_IP_全体計画_AI_web用-.pdf）及び「東海自然歩道でつながる富士山麓インタープリテーション全体計画（富士五湖管理官事務所）」

（<https://www.env.go.jp/park/content/000305186.pdf>）、知床国立公園ストーリーブック「知らないこと、知床。」（[shiretoko_storybook_j.pdf](https://shiretoko-storybook.jp/pdf)）などを参考に、各ページにイラストや地図、写真などを使い、親しみやすく理解しやすくなるように工夫すること。

使用する写真は、環境省担当官が提供するもの、あるいは第三者機関（行政、観光協

会など）が無償で提供するものを想定している。第三者が著作権を有する写真の使用に当たっては、使用について許諾を得たうえで、提供者が指定するクレジットを表示すること。

作成に当たっては適時、環境省担当官の承認を得て行うこととし、構成や内容については環境省担当官と協議の上決定すること

ストーリーブックは、フルカラー、A4 サイズ、50 ページ程度で 1500 部印刷し、印刷体裁で整えたデータも納品する。紙質は上質紙 A 判コート 90K と同等とする。

（７）ストーリーブック活用セミナー

ストーリーブック作成後、その活用を促進するためのセミナーを実施すること。使用対象者は観光事業者・行政職・飲食店など様々な島民を想定している。各ターゲットを設定し、活用セミナーを 2 回程度実施する。（1 泊 2 日の行程想定）内容はストーリーブック活用事例の紹介（事例講師各回 1 名、計 2 名を想定）を行うとともに、講演・伝達だけにとどまらずワークショップ等の手法を活用してイメージしやすい体験講座とすること。なお、報告書には現地での活用事例をヒアリングし報告すること。

有識者へは謝金を支払うものとし、被招聘者には旅費（旅費法等に準じる）及び謝金を支払うこととし、謝金については、日額単価 14,600 円を参考に支給するものとする。

（８）報告書の作成

（１）から（７）の内容を取りまとめ、報告書を作成する。

4. 業務履行期限

令和 9 年 3 月 19 日（金）まで

5. 成果物

紙媒体：報告書 6 部（A 4 判 50 頁程度）

ストーリーブック 1,500 部

電子媒体：報告書及びストーリーブックに係るの電子データを収納した DVD-R 3 セット

報告書等及びその電子データの仕様及び記載事項等は、別添によること。

提出場所 環境省沖縄奄美自然環境事務所奄美群島国立公園管理事務所住用事務室

6. 著作権等の扱い

（１）成果物に関する著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む）、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、納品の完了をもって請負者から環境省に譲渡されたものとする。

（２）請負者は、自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作者人格権を行使しないものとする。

（３）成果物の中に請負者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）が含

まれている場合、その著作権は請負者に留保されるが、可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、無償で既存著作物の利用を許諾する。

- (4) 成果物の中に第三者の著作物が含まれている場合、その著作権は第三者に留保されるが、請負者は可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、第三者から利用許諾を取得する。
- (5) 成果物納品の際には、第三者が二次利用できる箇所とできない箇所の区別がつくように留意するものとする。
- (6) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、請負者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

7. 情報セキュリティの確保

請負者は、下記の点に留意して、情報セキュリティを確保するものとする。

- (1) 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について環境省担当官に書面で提出すること。
- (2) 請負者は、環境省担当官から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。
また、請負業務において請負者が作成する情報については、環境省担当官からの指示に応じて適切に取り扱うこと。
- (3) 請負者は、環境省情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて環境省担当官の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。
- (4) 請負者は、環境省担当官から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。
また、請負業務において請負者が作成した情報についても、環境省担当官からの指示に応じて適切に廃棄すること。
- (5) 請負者は、請負業務の終了時に、本業務で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。

(参考) 環境省情報セキュリティポリシー

<https://www.env.go.jp/other/gyosei-johoka/sec-policy/full.pdf>

8. その他

- (1) 請負者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、環境省担当官と速やかに協議しその指示に従うこと。
- (2) 本仕様書に記載の業務の実施内容（人数・回数の増減を含む。）に変更が生じたときは、必要に応じて変更契約を行うものとする。
- (3) 請負業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分については再委託することができない。総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分以外については、「環境省の請負契約における再委託の申請について」

(<https://www.env.go.jp/content/000405286.pdf>) を参照の上、事前に環境省の書面による承認を得た場合に限り、再委託することができる。

(4) 会議運営を含む業務

会議運営を含む業務にあつては、契約締結時においての国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）の「会議運営」の判断の基準を満たすこと。

基本方針：<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/index.html>

(別添)

1. 報告書等の仕様及び記載事項

報告書等の仕様は、契約締結時における国等による環境物品等の調達に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針の「印刷」の判断の基準を満たすこと。ただし、判断の基準を満たす印刷用紙の調達が困難な場合には、環境省担当官と協議し、了解を得た場合に限り、代替品の納入を認める。

なお、「資材確認票」及び「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」を提出するとともに、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます。

この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料〔A ランク〕のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は環境省担当官と協議の上、基本方針（<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/index.html>）を参考に適切な表示を行うこと。

2. 電子データの仕様

電子データの仕様については下記によるものとする。ただし、仕様書において、下記とは異なる仕様によるものとしている場合や、環境省担当官との協議により、下記とは異なる仕様で納品することとなった場合は、この限りでない。

(1) Microsoft 社 Windows11 上で表示可能なものとする。

(2) 使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとする。

- ・文章：Microsoft 社 Word
- ・計算表：表計算ソフト Microsoft 社 Excel
- ・プレゼンテーション資料：Microsoft 社 PowerPoint
- ・画像：PNG 形式又は JPEG 形式
- ・図版・イラスト：Adobe Illustrator 等のベクターグラフィック編集ソフトで作成した編集可能形式及び AI 形式
- ・音声・動画：MP3 形式、MPEG2 形式又は MPEG4 形式

(3) (2) による成果物に加え、「PDF ファイル形式 (PDF/A-1、PDF/A-2 又は PDF1.7)」
「図版・イラスト等のベクターグラフィック編集ソフトで作成したデータについては、PDF 形式、PNG 形式、JPEG 形式及び AI 形式」。

Illustrator データを納品する場合は、アウトライン加工前の編集可能データ、アウトライン加工後のデータ及び確認用 PDF を格納すること。

(4) 以上の成果物の格納媒体は DVD-R 又は CD-R（以下「DVD-R 等」という。仕様書において、DVD-R 等以外の媒体が指定されている場合や、環境省担当官との協議により、DVD-R 等以外の媒体に格納することとなった場合は、この限りでない。）とする。業

務実施年度及び契約件名等を収納ケース及びDVD-R等に必ずラベルにより付記すること。

(5) 文字ポイント等、統一的な事項に関しては環境省担当官の指示に従うこと。

3. 成果物の二次利用

納品する成果物（研究・調査等の報告書）は、オープンデータ（二次利用可能な状態）として公開されることを前提とし、環境省以外の第三者の知的財産権が関与する内容を成果物に盛り込む場合は、事前に当該権利保有者の了承を得て、成果物内に出典を明記した上で、可能な限り、当該権利保有者に二次利用の了承を得ること。

4. その他

成果物納入後に請負者側の責めによる不備が発見された場合には、請負者は無償で速やかに必要な措置を講ずること。